

陳寅恪『唐代政治史述論稿』

「上篇 統治階級之氏族及其升降」訳注稿 (2)

陳 寅 恪 著／森 部 豊 訳

Chen Yinque, *Tangdai Zhengzhishi shulungao*, Chapter 1; Part 2

Translated by MORIBE Yutaka

This article represents a Japanese translation of Chen Yinque's *Tangdai Zhengzhishi shulungao*, which was published by Chongqing in 1943. This book comprises three parts: the first segment is titled "Tongzhijiejizhishizu ji Qishengjiang," the second section is named "Zhengzhigeming ji dangpaifenyue," and the third is labeled "Waizushengshuaizhilianhuanxing ji Waihuan yu neizheng zhi quanxi." This article signifies a translation of Chapter 1 and represents a continuation of previous work (Bulletin of Institute of Oriental and Occidental Studies, Kansai University, No.54, 2021)

キーワード：陳寅恪 (Chen Yinque)、關中本位政策 (Guanzhong standard policy)、武則天 (Wuzetian)、科舉 (Keju/Imperial examination)、宦官 (eunuch)

【凡例】

- 本訳注は、1947年に上海商務印書館から出版された陳寅恪『唐代政治史述論稿』（以下、1947年版）を底本とし、脚注において『唐代政治史略稿 手写本』（上海古籍出版社、1988年。以下、手写本）との異同を示した。訳文は1947年版に拠る。
- 1947年版において、陳寅恪は補文を（ ）で示し、補注を〔 〕で示しているが、本訳注では陳寅恪による補注、補文を（ ）で示した。
- 本文中の訳者による補注、補訳は〔 〕で示し、また脚注で訳注をしめした。
- 陳寅恪は手写本において、「（ ）は不要で小注に改める（括弧不要、改作小注）」などの指示をしているが、この点、本稿ではふれない。
- 引用史料中の用語や陳寅恪の使用した用語のうち、「夷狄」「胡」などは訳さず、「 』で原文のまま示した。これらを異民族、非漢族などと訳すと、原史料や陳寅恪が伝えるニュアンスが薄れると考え、これらの語句はあえて訳しなかった。ただ、具体的エスニックグループを指すことが明らかな場合、ルビの形で訳を付した。
- 陳寅恪は史料引用の際、原文を省略しながら引用する場合があるが、それらは「(上略)」 「(中略)」 「(下略)」と明記する場合と、「略曰」と言うのみで、省略箇所を示さない場合とある。前者は原文のまま示し、後者については、訳文において「……」で省略部分を示した。
- 前回の訳注稿と同じく、陳寅恪の使用する「漢化」「胡化」などは「 』で原文のままであることを示し、特に訳者が解釈する場合はルビにて示した。

【訳注稿】

上編 支配階級の氏族とその交代（その2）

北魏の漢化政策とその反動

鮮卑族の拓跋部は、中国に侵入して華北を統治すると¹⁾すぐに「漢化」政策を開始した。たとえば〔遊牧民の〕部落を解散して〔彼らを漢人と同じように〕戸籍に組み入れたこと（『北史』巻80・『魏書』巻83上「外戚伝」賀訥条、『北史』巻98・『魏書』巻103「高車伝」及び²⁾『魏書』巻

1) 1947年版は「自鮮卑拓跋部落侵入中国統治北部之後」。手写本は「自鮮卑拓跋部落侵入中原、統治中国北部之後」とする。

2) 1947年版は「魏書卷壹佰參高車傳及魏書壹壹參官氏志」。手写本は「及」を削除する。

113「官氏志」等を参照)は、その最も顕著な例である³⁾。歴代の北魏皇帝はこの「漢化」政策を遵奉して変えず⁴⁾、北魏の孝文帝が洛陽に遷都するにおよんで⁵⁾、その「漢化」の度合いはさらに高まり⁶⁾、宣武帝・孝明帝の治世には頂点に達したが⁷⁾、〔その後〕しだいに機能しなくなっていった。しかしながら、同時期の辺境駐屯軍の六鎮の鮮卑族と「胡化」した漢族は、依然として本来の「胡化」^{鮮卑文化}を留め、洛陽の「漢化」^{漢文化}には染まらなかった。そのため、中央政権がある洛陽がその「漢化」〔の度合い〕を深めれば深めるほど⁸⁾、辺境にある六鎮の「胡化」した民族の「漢化」に対する反動はますます高まり、ついに六鎮の乱をひき起こすにいたったのである⁹⁾。そして爾朱部落はこの期に乗じて立ち上がり、武泰元(西暦528年)年四月十三日に河陰の変¹⁰⁾が起きるにおよんで、ついに「胡人」と「胡化」した民族が「漢化」に対し、公然と反対の態度を表明したのだ¹¹⁾。これもまた、中国中古史の時期を区別する重要な事件といえる。

六鎮の鮮卑族と「胡化」した漢族が、「胡部」の特長を保持し¹²⁾「漢化」に染まらなかった。とすれば〔彼らは〕戦いに優れた民族であったことは言うまでもない。この民族は飢饉と〔北魏王朝の彼らに対する〕虐政のゆえに立ち上がって抵抗し、〔六鎮のあった北魏北辺から〕南に向かって移動し、その大部分は転々として高歡の支配下に入った(『北齊書』卷1「神武帝紀上」、『北史』卷6「齊本紀上」、『隋書』卷24「食貨志」などを参照)。そのため高歡の軍事力は、中原においてついに無敵となり、最終的にこの軍事力によって覇業を成し遂げることができた¹³⁾。〔一方、高歡の勢力に入らなかった〕そのほかの少数勢力は、賀拔岳や宇文泰に率いら

3) 1947年版は「其尤顯著之例也」。手写本は「尤」を削除する。

4) 1947年版は「遵行不替」。手写本は「奉行不替」とする。

5) 1947年版は「及魏孝文帝遷都洛陽」。手写本は「至於魏孝文帝遷都洛陽」に作る。

6) 1947年度は「其漢化程度更為增高」。手写本は「其」を削除し、「漢化程度尤為增長」とする。

7) 1947年度は「則已達頂點」。手写本は「則已達最高頂點」とする。

8) 1947年度は「故中央政權所在之洛陽其漢化愈深」。手写本は「所在」「其」を削除する。

9) 1947年度は「則邊塞六鎮胡化民族對於漢化之反動亦愈甚、卒釀成六鎮之叛亂」。手写本は「之」を削除し、「則邊塞六鎮胡化民族之對漢化反動亦愈甚、卒之釀成六鎮之叛亂」とする。

10) 河陰は洛陽の北の地名。当時の北魏朝廷は、爾朱榮の娘を妃としていた孝明帝〔在位515～528年〕とその生母の胡太后との間に対立があった。孝明帝が爾朱榮に近づくと、胡太后は孝明帝を毒殺し、幼主〔孝文帝の曾孫〕を擁立して政治の実権を握ろうとした。これに対し爾朱榮は、胡太后やその一党千人余りを虐殺し、政治の実権を握った。この時、殺されたのは北魏皇族や漢人貴族で、北族はほとんど殺されなかった。これは爾朱榮が北族優位路線をとっていたからである〔会田大輔2021〕。

11) 1947年度は「遂爲胡人及胡化民族反對漢化之公開表示」。手写本は「遂爲鮮卑及胡化民族反對漢化之顯明表示」とする。

12) 1947年版は「而」で接続するが、手写本は「而」を削除。

13) 1947年版は「卒藉此以成其覇業」。手写本は「卒藉之以成其覇業」とする。

れて西へ移動して関隴地域¹⁴⁾に拠り¹⁵⁾、また高氏と勢力を張りあって対抗し、中国の西北部地域を分かち得た¹⁶⁾。〔こうして〕北朝が東西に対峙する政局となったことは¹⁷⁾、中国史研究者にとって周知のことである。けれども、宇文氏は、ただ少数の六鎮の民族を分有し、関隴という〔中国の〕一隅の地に縮こまっているだけであったにもかかわらず¹⁸⁾、多くの六鎮の民族を擁し、山東の富饒な地域を強大な力で占拠していた北齊を最終的に併合することができた¹⁹⁾。その理由は、一人二人の君主の賢愚や臣下たちの能力の有無が招いたことではなく²⁰⁾、要するに、きっと別に体系的な政策があり、それが東西に対峙する二つの帝国²¹⁾、すなわち北周と北齊という両王朝の勝敗と興亡を決定づけた主因であると断言できる²²⁾。

宇文泰の関中本位政策

宇文泰は〔北中国の〕西部へ移動した少数の「胡人」と「胡化」した漢族を率い²³⁾、関隴という中国の一隅に割拠し、豊かな経済力と強大な兵力をもつ山東の高氏²⁴⁾〔東魏・北齊〕と中華の正統王朝たる江南の蕭氏〔陳〕と鼎立しようとした²⁵⁾。しかし、〔宇文泰勢力は〕経済面でも文化面でもその力は²⁶⁾、東魏・北齊と南朝にはるかにおよばなかったため、別に方法をさがしもとめる必要があった。〔そこで〕宇文泰が割拠した関隴地域にいた鮮卑族の六鎮の民族と、その他の「胡漢」の土着の人を融合して一つの結束の固い集団をつくりあげたのである。それは経済上、同一の利害環境にあるだけでなく、精神文化上もまた自分たちが同じ出自であ

14) 関中および甘粛省東部。

15) 1947年版は「其他之小部分、由賀拔岳宇文泰率領西徙、割據關隴、亦能抗衡高氏」。手写本は「其他之小部分、由賀拔岳宇文泰率之西據關隴、亦能抗衡高氏」とする。

16) 1947年版は「分得中國西北部之地」。手写本は「西」「之地」を削除し、「分割中國北部」とする。

17) 1947年版は「成一北朝東西並峙之局」。手写本は「北朝」を削除し、「成一東西並立之局」とする。

18) 1947年版は「然宇文氏只分有少數之六鎮民族、復局促於關隴一隅之地」。手写本は「然宇文氏雖只憑藉一少部分之六鎮善戰民族、割拠關隴貧瘠之地」とする。

19) 1947年版は「終能併吞分有多數六鎮民族及雄據山東富饒區域之高齊」。手写本は「終能併吞得有很大部分六鎮民族及割據山東富饒區域之高齊」とする。

20) 1947年版は「其故自非僅由一二君主之賢愚及諸臣材不材之所致」。手写本は「自」を削除する。

21) 1947年版は「蓋必別有一全部系統之政策、爲此東西並立之二帝國」。手写本は「別」「二」を削除し、「爲此東西分立之帝國」とする。

22) 1947年版は「可以斷言也」でこの段落を締めくくりますが、手写本では削除されている。

23) 1947年版は「宇文泰率領少數西遷之胡人及胡化漢族」。手写本は「宇文泰率領西遷之少數鮮卑六鎮民族」とする。

24) 1947年版は「山東高氏」。手写本は「山東」を削除する。

25) 1947年版は「其成一鼎峙之局」。手写本は「支持一鼎峙之局」とする。

26) 1947年版は「而其物質及精神二者力量之憑藉」。手写本は「而」「力量」を削除する。

るという信仰と、同じ文化を受容しているという薫習を持っていた。そうして、はじめて内では反抗勢力を抑え、外では強敵から国を守ることができたのである²⁷⁾。そして、この精神文化というものは、とりわけ複雑な民族を融合するための重要な方法だったといえる。これより以前、前秦の苻堅や北魏の孝文帝もこのことを知っていたが、前秦、北魏はともに魏晋以来の「漢化」という方法をもってすべての複雑な民族〔構成〕をすっぽりと覆いかぶせようとした。そのために〔彼らは〕南〔朝〕へ急いで侵攻し、中国文化の正統性が存在する江南を手に入れて、これにとって代わらなければならなかった。〔そして〕そのことが成し遂げられない以上、宇文泰の新しい方法を残すのみであった。この新しい方法とは、彼が割拠した關隴地域は〔西周王朝以来の〕古い歴史を有することによって、「漢化」の発祥の地と称し（北魏の孝文帝が洛陽に遷都したのもこれと同じ考えだったが、宇文泰の徹底さには及ばず、それゆえ〔正統な中国文化を保持する〕南朝へ侵攻することを忘れなかった）、もはや山東や江南を「漢化」の中心とみなさない、というものだった。その詳細は拙著『隋唐制度源略論稿』に書いたので、ここではくり返し述べない²⁸⁾。この宇文泰の新しい方法を²⁹⁾、今は仮に「關中本位政策」と呼び、およそ府兵制という軍事制度と周官という官制は、すべてそれにあたる³⁰⁾。賀拔岳らに従って西遷した功績のある漢人の將軍³¹⁾の山東郡望を關内郡望に変え、別に家譜を作成してその系譜を記し（前に引用した『隋書』卷33「経籍志二」譜系篇の序³²⁾を参照）、また諸将のうち功績の高い者を塞外の鮮卑部落の系譜につなげたのも（『周書』卷2「文帝紀下」および『北史』卷9「周本紀上」魏恭帝元年条を参照）、また「關中本位政策」³³⁾を実行した例証である。もし³⁴⁾唐朝李氏の氏族問題を解決したいのなら、この中に答えを求めるべきである。

宇文泰による郡望・姓の改変

要約していえば、宇文泰が氏族を改変した政策は、前後二度に分けることができる。一度め

27) 1947年版は「即精神上亦必具同出一淵源之信仰、同受一文化之薫習、始能内安反側、外禦強鄰」。手写本は「同受一文化之薫習」を削除する。

28) 「そして、精神文化は、とりわけ複雑な民族を融合するための重要な方法であった。」から「その詳細は拙著『隋唐制度源略論稿』に書いたので、ここではくり返し述べない」まで、手写本では削除されている。

29) 1947年版は「此宇文泰之新途徑」。手写本は「宇文泰之新」を削除する。

30) 1947年版は「皆是其事」。手写本は「皆是也」とする。

31) 1947年版は「有功漢將」。手写本は「漢人」とする。

32) 1947年版は「経籍志譜序篇序」。手写本では「経籍志史部譜系篇序」とする。

33) 1947年版は「關中本位政策」。手写本は「此「關中本位政策」」と「此」を補う。

34) 1947年版は「如」。手写本は「而」で接続する。

は、関隴に西遷した漢人の山東郡望³⁵⁾を関内郡望に変え、その郷里への思いを断ち切り（最初はただ漢人の山東郡望を変えるにとどまり、西遷した「胡人」の河南郡望を京兆郡望に変えた³⁶⁾のは、恐らくその後のことだろう。先に引用した『周書』巻4「明帝本紀」³⁷⁾および『北史』巻9「周本紀上」明帝二年三月庚申条の詔書を参照)、あわせて彼らの家系が六鎮と関係あるように付会させたことである。〔趙郡の李氏の出自の〕李熙が武川鎮に定住したというのはその一例で、それによって六鎮という集団意識をゆるぎないものとしたのである³⁸⁾。この一度めの改変は、西魏の恭帝元年（西暦554年）に「北魏孝文帝よって〔漢姓に〕改名させられた鮮卑人の姓をもと〔の胡姓〕に戻したこと」と「漢人の將軍たちのうち功績のあった者に胡姓に与えたこと」より前のことである。唐の李氏がその本籍を趙郡から隴西に変え³⁹⁾、西涼の李暠の直系の後裔を偽称し、武川に移住したと称したのは、すべてこの時のことである⁴⁰⁾。

二度めの改変は、西魏の恭帝元年に詔を下し、諸将のうち功績がある者を鮮卑族の三十六大部落と九十九小部落の後継者とし、〔これらの〕胡姓に改姓した諸将が率いる兵士もまたその統率者の胡姓と同じとし⁴¹⁾、〔これによって〕ただちに鮮卑の部族制によって⁴²⁾軍を指揮することにした時である。この鮮卑部族制による軍制が府兵制初期の目的である（詳しくは拙著『隋唐制度淵源略論稿』の兵制章を参照されたい。ここでは繰り返す論じることはいない⁴³⁾。唐の李氏が「大野」の姓を得たのは、すなわちこの時のことである⁴⁴⁾。

北周末期、〔後の〕隋の文帝が北周の政権を掌握するに至り、大象二年（西暦580年⁴⁵⁾）十二月癸亥に胡姓を改め漢姓にもどしたが、その結果はただ宇文氏による二度めの改変をもとに戻しただけであり、多くの氏族は一度めの改変後の状態にとどまったのである。唐の李氏は大野

35) 1947年版は「西遷關隴漢人中之山東郡望」。手写本は「中」を削除する。

36) 1947年版は「改易」。手写本は「改」とする。

37) 1947年版は「前引周書肆明帝紀」。手写本は「前引」を削除する。

38) 1947年版は「即李熙留家武川之例、以鞏固其六鎮團體之情感」。手写本は「即家於武川之例、以鞏固其團結之情」とする。

39) 1947年版は「凡李唐改其趙郡郡望爲隴西」。手写本は「故李唐改其郡望趙郡爲隴西」とする。

40) 1947年版は「偽託西涼李暠之嫡裔及稱家於武川等、均是此段階中所爲也」。手写本は「偽託西涼李暠之嫡系及家於武川等均是也」とする。

41) 1947年版は「凡改胡姓諸將所統之兵卒亦從其主將之胡姓」。手写本は「改爲胡姓、諸將所統之兵卒亦從其主將之胡姓」とする。

42) 1947年版は「逕取鮮卑部落之制以治軍」。手写本は「逕以鮮卑部落之制以治軍」とする。

43) 1947年版は「此即府兵制初期之主旨、〔詳見拙著隋唐制度淵源略論稿兵制章、茲不贅論。〕」。手写本は「此即府兵制初期之主旨、已於拙著隋唐制度淵源略論稿兵制章詳言之、茲不置論。」

44) 1947年版は「李唐之得賜姓大野、即在此階段中所爲也」。手写本は「李唐之得賜胡姓大野、當即在此階段中也」とする。

45) 1947年版は「西暦五八二年」とし、手写本では「西暦五八一年」とするが、いずれも誤りである。

という胡姓を取り去ったけれども、依然として隴西郡望を称し、西涼〔の李暠の〕末裔を偽称したのである⁴⁶⁾。これがために、北朝・隋・唐の史料に見える人々の本籍地は往々にして混乱している。例えば、唐の李氏の先祖と同列の八大柱国だった李弼の一族は、『周書』卷15「李弼伝」、『旧唐書』卷53「李密伝」（李密は李弼の曾孫である）、同書卷130「李泌伝」（李泌は李弼の六代目の子孫である）および『新唐書』卷72上「宰相世系表」ではともに「遼東襄平⁴⁷⁾の人」とするが、『北史』卷60「李弼及曾孫李密伝」、『文苑英華』卷948の魏徵撰「李密墓誌銘」では「隴西成紀⁴⁸⁾の人」とする。思うに、〔李弼一族に関する〕公私の記録が述べる本貫は、ただ〔宇文泰による〕一度めの改変にまで立ち返って著述するものもあれば、ずっとさかのぼって、本来のまだ改変していない段階〔一度めの改変以前の本貫〕によっていうものもあるため⁴⁹⁾、これが〔史書による本貫の〕違いとなったのだろう。ただし、隋・唐兩朝は宇文氏の遺業を継承し⁵⁰⁾、依然として「關中本位政策」を実行し、その支配階層はもちろん山東の人を差別する意識を変えず⁵¹⁾（『旧唐書』卷78、『新唐書』卷104「張行成伝」を参照⁵²⁾、そのため隋・唐の皇室もまたやはり弘農の楊震や隴西の李暠の末裔を自称し、偽りの本貫を後世に伝えたのである。今日に至るまで、歴史研究者が意外にもそれに騙されてきたことは、誠に嘆かわしいことである⁵³⁾（『新唐書』卷71下「宰相世系表」楊氏条は、隋の皇室は弘農の楊震の長男である楊牧の子孫だと称している。これは即ち『隋書』「経籍志」に「すべてその宗族の首長とさせ、譜録を撰述させ、その一族の家系を記させた。また関内の諸州を彼らの本籍とさせた」というところのものである。このことは本論の範囲ではないので、詳しく論じることはしないが、読者は関連する史料に依拠し類推することができる⁵⁴⁾）。

46) 1947年版は「但仍稱隴西郡望及冒託西涼嫡裔也」。手写本は「然尚自稱隴西郡望且冒爲西涼李暠嫡裔也」とする。

47) 現在の遼寧省遼陽市。

48) 現在の甘肅省東部。

49) 1947年版は「蓋公私著述絃及籍貫或僅據迴復至第一階段立言、或逕依本来未改者爲說」。手写本は「蓋史家紀述其氏族、或僅據迴復至第一階段立說、或逕據本来未改者爲說」とする。

50) 1947年版は「但隋唐兩朝繼承宇文氏之遺業」。手写本は「但隋唐二大帝國繼承宇文周遺業」とする。

51) 1947年版は「仍舊施行「關隴本位政策」、其統治階級自不改其岐視山東之人觀念」。手写本は「仍舊施行「關隴本位政策」者、其統治階級不改其岐視山東之人觀念」とし、「者」を加筆、「自」を削除する。

52) 手写本では「〔『旧唐書』卷78、『新唐書』卷104「張行成伝」を参照〕は削除されている。

53) 1947年版は「誠可歎也」。手写本は「謂千載未發之覆也」とする。

54) 1947年版は「（『新唐書』卷71下「宰相世系表」楊氏条は、……読者においては関連する史料に依拠し類推することができる）」を削除している。

北朝時代における「胡」「漢」の区別

今一度いうと、漢人と「胡人」の区別は、北朝時代⁵⁵⁾では血統よりも文化が重要であった。おおむね「漢化」した人は漢人とみなされ、「胡化」した人は「胡人」とみなされ、その血筋がどうであるかは問題ではなかった。ここに二つ事例をあげて証明してみよう。

『北齊書』巻24「杜弼伝」（『北史』巻55「杜弼伝」も同じ）には次のようにある。

顯祖（高洋）はかつて杜弼に「国を統治するにあたり、どのような人を持ちうるべきであるか」と問うた。杜弼は「鮮卑は「車馬の客〔遊牧の民〕」であるから、かならず中国人を用いるべきです」と答えた。顯祖は、自分がそしられたと受け取った⁵⁶⁾。

そもそも北齊の高氏は、その母方の血筋がいずれの種族に属するのにかかわらず、ただ彼ら自身は渤海蓆県の人を自称し、また同時期の人々は、ひとしく高氏を渤海蓆県の人とみなしていた⁵⁷⁾。もとより⁵⁸⁾渤海の高氏は当時中華の名門である。〔しかしその北齊の高氏が〕しだいに影響を受けたのは「胡化」であって「漢化」ではなかった。杜弼が鮮卑をしりぞけたことを、高洋は自分自身をそしられたと感じたのだが、このことは胡化した漢人が、自分自身を「胡人」とであると認めていたこととなる。

また『北史』巻28「源賀伝」〔『魏書』巻41「源賀伝」、『北齊書』巻50「恩倖伝」高阿那肱条を参照。『隋書』巻66「源師伝」が「漢兒」の二字を削除したのは、当時、その言葉の意味が失われたからである〕に、おおよそ次のようにある。

源賀は西平樂都⁵⁹⁾の人である。自ら河西王を称した秃髮 僂檀^{じょくだん}の子である⁶⁰⁾。僂檀が〔西秦の〕乞伏熾盤^{きつぷくしばん}⁶¹⁾に滅ぼされると、源賀は樂都から北魏へ逃げた。……〔北魏の〕太武帝

55) 1947年版は「北朝時代」。手写本は「北朝時」とする。

56) 1947年版は『北齊書』の引用箇所末尾を「顯祖以爲譏己」とするが、手写本は原文にもとづき「顯祖以爲此言譏我」と修正する。

57) 1947年版は「夫高齊無論其母系血統屬於何種、但其自稱及同時之人均以爲其家世出自渤海蓆縣」。手写本は「夫高齊無論其母系血統屬於何種族、但自稱及他人均以爲其家世出自渤海蓆縣」とする。

58) 1947年版は「固當日華夏之高門也」。手写本は「固」を削除する。

59) 現在の青海省樂都付近。

60) 1947年版は『北史』の引用箇所を「源賀、西平樂都人、私署河西王秃髮僂檀子也」とするが、手写本は「源賀、西平樂都人、私署河西王秃髮僂檀之子也」と「之」を補い修正する。

61) いわゆる「五胡十六国時代」の甘肅省東部にあった西秦の王。在位四一～四二八年。

は⁶²⁾……彼に「あなたは朕と同族であるが、ある事情によって姓が分かれたものだ。これからは姓を源氏とするのがよい」と言った。……（私が考えるに、鮮卑の秃髮部は、つまりは拓跋部のことであり、同じ部族名を異訳したものである。だから拓跋燾〔太武帝〕は同族と言ったのである）。

……（玄孫）〔の源〕師は……北齊に仕え、尚書左外兵郎中となり⁶³⁾、また⁶⁴⁾祠部〔の職〕を兼任した。のちに旧暦四月になったばかりのころ、「竜」が現れたので雨乞いの儀式をおこなうことを願いでた。当時、高阿那肱が録尚書事であり、本当の竜が出現したと思ひ、おおいに驚きよろこび、竜の居る場所を尋ね、「どのような姿をしているのか」と言った。源師は姿を正してこう言った⁶⁵⁾。「これは竜星が初めて現れたので、礼によって雨乞いの儀式を郊外の壇でおこなうべきであるという意味で、本物の竜がそれと別に降りてきたということではありません。」高阿那肱は怒って顔色をかえて「漢人の子〔漢児〕というのは余計なことをして、無理に星座を理解しようとする」といい、儀式を行わなかった。

そもそも源師は鮮卑族の秃髮氏の後裔であり、明らかに鮮卑人であることに疑いない⁶⁶⁾。しかし、高阿那肱は、あろうことか源師を漢人の子〔漢児〕とみなしているのだ。このことは、北朝における漢人と胡人の区別は、その血統から判断するのではなく、ただその受容した文化が「漢」であるか「胡」であるかを見て、それを確かな証拠としたのである。まことに「教え有りて類無し」⁶⁷⁾というべきものである⁶⁸⁾。

また、この点は中国の中古史研究を行う上でもっとも重要なところである。もし、このことを知らないと⁶⁹⁾、必ず無意味な紛糾がおきてしまう。『資治通鑑』巻171「陳紀五」宣帝太建

62) 手写本は「(魏) 太武謂曰」と「(魏)」を補う。

63) 1947年版は「左外兵郎中」。手写本は「尚書左外兵郎中」とする。『北史』の原文はこちらが正しい。

64) 『北史』には「又」があるが、1947年版、手写本ともに引用しない。

65) 1947年版の引用は「問龍所在、出作何顔色？師整容對曰」。手写本は「問龍所在、云作何顔色？師整容云」と修正する。『北史』の原文はこちらが正しい。

66) 1947年版は「明是胡人無疑」。手写本はこの前に「雖受漢化、」を挿入する。

67) 出典は『論語』衛靈公第十五。「教育〔による差別〕はあるが、種類〔の差別〕はない」（金谷治訳注『論語』、岩波書店、1963年）。

68) 1947年版は「不論其血統、只視其所受之教化爲漢抑爲胡而定之確證、誠可謂「有教無類」矣」。手写本は「純視其所受之教化爲漢抑爲胡而定、誠可謂「有教無類」者矣」とする。

69) 1947年版は「必致無謂之糾紛」。手写本は「必致啓無謂之糾紛」と「啓」を補う。

五年〔四月〕条にもこのことを記しており、その胡注に次のようにある。

源氏一族は、もともと鮮卑の秃髮部の出自である。高氏は鮮卑族の中で生まれ育ち、みずから鮮卑であると自任し、そのことをいまだかつて憚ることはなく、鮮卑はついにみずから貴種であるといい、すべて中華の人を漢人の子供〔漢児〕と呼び、これを見下してはるかした。源氏一族は代々北魏に仕え、貴顕となって典礼を熟知し、ついに〔源師は〕雨乞いの儀式を行うことを要請し、自分が重視されることを望んだが、反対に辱められてしまった。『資治通鑑』がこのことを詳細に書いたのは、〔司馬光の〕嘆きであったのだ。

梅磻⁷⁰⁾の説はもとより正しく、またその言葉には別に感じるところもある。しかし、北朝における「漢」と「胡」という種族と文化の問題においては、わずかに間隙があることが免れないようである。

武周革命による支配階級の交代

唐の皇室である李氏は、唐代三百年間における支配の中心であるが、高祖、太宗の創業より高宗統治の前半にいたるまで⁷¹⁾、その宰相や将軍、文官武官の大臣らは⁷²⁾、ほぼ西魏・北周および隋以来の先祖の遺業を受けついで⁷³⁾者たちで、宇文泰の「関中本位政策」のもとで結束した集団の子孫たちだった。〔ところが〕武曩〔武則天〕が中央政権を掌握すると、しだいに伝統ある「関中本位政策」を破壊し、そして武周政権を後世に伝えるという野心をとげようとした。このため「関中本位政策」のうち、もっとも重要な府兵制は、この時期から崩壊しはじめ、社会階級もまた、この時に交代するという変動をおこした。思うに、進士科は隋代⁷⁴⁾にはじまったが、しかし当時の人々が官僚となって高位高官にのぼる道は、かならずしも科挙を経るものではなかったのだろう。武則天が政権を掌握するにおよび、文章によって〔人材を〕選ぶことを非常に重視し、慣例をうちやぶって人を用いた。そのため、進士科は、全国の任官を

70) 胡三省の号。

71) 1947年版は「自高祖太宗創業至高宗統御之前期」。手写本は「高祖太宗」を削除する。

72) 原文は「將相文武大臣」。唐代の宰相とは、はじめは中書省の長官（中書令）、門下省の長官（門下侍中）、尚書省の長官（尚書令）だった。しかし、李世民が秦王時代に尚書令に就いたため欠番となり、尚書省の次官（左右僕射）が加わった。そこで訳文として、「相」は宰相とし、「大臣」はその他の六部尚書などを指す。

73) 1947年版は「承西魏北周及隋以來之世業」。手写本は「承繼西魏北周及隋以來之世業」とする。

74) 1947年版は「隋代」。手写本は「隋末」とする。

求める者たちが競って赴^まつた。当時の山東や江南の人々の中で、文章を作るのが巧みだけれと⁷⁵⁾、「関中集団」にかかわっていないという理由で⁷⁶⁾、排除され抑えられていた者がいたが、彼らもまた、この政治変革⁷⁷⁾という機会によって、朝廷の列席に上ることができた。そして西魏・北周・隋および初唐の宰相や将軍、旧家の出身で政権の高位にいた者たちは、ついにこの新興勢力⁷⁸⁾のために〔政権の座を〕奪われ、取って代られた。そのため、武則天の周朝が李氏の唐朝に代わったことは、政治の変革のみにとどまらず、じつにまた社会の革命でもあったのである。この意味から言えば、武周革命は、隋唐革命にくらべ、それに関係した人的グループの変化は非常に大きなものであったといえる⁷⁹⁾。

中央政府と地方藩鎮

武則天の周王朝の統治期間は長くはなく、ほどなく唐朝が復活した。しかし「関中本位政策」を改変する流れは、そのまま続いていき⁸⁰⁾、唐の玄宗皇帝の御世に至るまでに、ついに〔関中本位政策〕完全に破壊されつくした⁸¹⁾。そして天宝年間におきた安史の乱後に、また一新した情勢がうみだされたが、以前とは大きく異なるものであった。そもそも「関中本位政策」が維持できなくなったのであれば、統治する社会階級もまたきつと変化があったはずである。この〔支配階級の〕変化は中央政府と地方藩鎮の二つにわけて叙述⁸²⁾しなければならない。この空間〔中央と地方〕を区別⁸³⁾しなければならない理由は、唐代は安史の乱後、名目上は唐という統一した姿を保っているけれども⁸⁴⁾、実際には中央政府と一部の地方藩鎮とが、すではっきりと二つの異なった地域に分かれており、政治的軍事的に統一できていないだけでなく⁸⁵⁾、社会や文化もまた完全に互いに関わらない集団になっており、さらにその支配階級の

75) 1947年版は「當時山東江左人民之中、有雖工於爲文」。手写本は「當時山東江左人、雖夙能文章」とする。

76) 1947年版は「但以不預關中團體之故、致遭屏抑者」。手写本は「以不預關中本位團體之故、而遭屏抑者」

77) 1947年版は「政治變革」。手写本は「政治革命」とする。

78) 1947年版は「新興階級」。手写本は「新興之階級」とする。

79) 手写本では「この意味から言えば、武周革命は、隋唐革命にくらべ、それに関係した人的グループの変化は非常に大きなものであったといえる」との部分は削除されている。

80) 1947年版は「仍繼續進行」。手写本は「仍復繼續進行」と「復」を補う。

81) 1947年版は「遂完全破壊無遺」。手写本は「此政策遂完全破壊無遺」と「此政策」を補う。

82) 1947年版は「叙述」。手写本は「分述之」とする。

83) 1947年版は「區別」。手写本は「分別」とする。

84) 1947年版は「名義上雖或保持其一統之外貌」。手写本は「名義上雖或能保持其一統之外貌」と補う。

85) 1947年版は「非僅政治軍事不能統一」。手写本は「非僅政治軍事不相統一」とする。

氏族が、まったく異なるものであったことは言うまでもないからである。つまり、安祿山と史思明の覇業はともに失敗したといっても⁸⁶⁾、その部将やその支配下にあった民衆たち⁸⁷⁾は、相変わらずその勢力を保持し、中央政府と対立した。唐室が滅亡するまでの百五十年の長きにわたり、唐朝という名前は続くものの、実際には二つの国が存在したのである⁸⁸⁾。史家がこれを述べる時に、二つに分けざるをえない理由は、はっきりとしている。

また『旧唐書』巻14「憲宗本紀上」（『資治通鑑』巻237「元和二年」のこの条の胡注および『唐会要』巻63「修撰条」⁸⁹⁾を参照）に、次のようにある。

〔元和二年十二月〕二十六日⁹⁰⁾、史官の李吉甫が『元和国計簿』を撰述した。〔その内容は〕総計すると、天下の藩鎮の数は四八あり、二九五の州と府、一四五三の県、二四四万二五四戸を管轄している。そのうち鳳翔^{ふほう}、邠寧、振武、涇原、銀夏、靈塩、河東、易定、魏博、鎮冀、范陽、滄景、淮西、淄青の一五道⁹¹⁾、あわせて七一州は、戸数と人口を申告していない。毎年、賦税の納入がきちんと行われているのは⁹²⁾、浙西、浙東、宣歙、淮南、江西、鄂岳、福建、湖南等の八道、あわせて四九州、一四四万戸にとどまっている。その数量を天宝年間の税をおさめる戸数とくらべると、四分の一である。天下の軍隊で供給を県官から受けているものは八三万余人にのぼる。天宝年間の兵士、軍馬の数に比べ、三分の一増加しており、おおむね二戸で一人の兵士を援助している計算となる。そのほかの水害や干害で減少した税額分は、徴税して分を越えて集め⁹³⁾、〔これは〕また決められた税額外のものである。李吉甫はつぶさにそれらの事情を編纂し、十巻の書にまとめた。

86) 1947年版は「蓋安史之覇業雖俱失敗」。手写本は「蓋安史之覇業雖俱及身失敗」と「及身」を補う。

87) 1947年版は「所統之民衆」。手写本は「所統治之民衆」とする。

88) 1947年版は「雖號稱一朝、實成爲二國」。手写本は「雖號一朝、實成二國」と「稱」と「爲」を削除する。

89) 四庫全書、武英殿本では、該当記事は巻84「雜録」に収められる。

90) 1947年版は当該箇所引用を「元和二年十二月己卯」とし、手写本は「十二月」を省略している。訳文は『旧唐書』原文にもとづき、補訳の形をとった。元和二年十二月己卯は二十六日であり、西暦808年1月27日に相当する。

91) ここの「道」は、藩鎮の管轄領域を指す。

92) 1947年版は「毎歳賦入取辦」。手写本も同じ。中華書局標点本は「毎歳賦入倚辦」とする。訳文は後者に拠った。

93) 1947年版、手写本ともに「徴科發斂」とする。武英殿版『唐会要』巻84「雜録」および『冊府元龜』巻486「邦計部」戸籍は「徴科妄斂」に作る。訳文は『唐会要』『冊府元龜』に拠った。

『旧唐書』卷19下「僖宗本紀」には、次のように記される。

〔光啓元（885）年三月〕丁卯（十二日）、僖宗皇帝が〔蜀から〕都へもどった。……当時、李昌符は鳳翔に拠り、王重栄は蒲・陝に拠り、諸葛爽は河陽と洛陽に拠り、孟方立は邢・洺に拠り、李克用は太原・上党に拠り、朱全忠は汴・滑に拠り、秦宗権は許・蔡に拠り、時溥は徐・泗に拠り、朱瑄は鄆・齊・曹・濮に拠り、王敬武は淄・青に拠り、高駘は淮南八州に拠り⁹⁴⁾、秦彦は宣・歙に拠り、劉漢宏は浙東に割拠していた。これらはすべて軍と租税を独占し、たがいに戦争しあつたが、朝廷はそれを制御することができなかった。江淮からの輸送が途絶え、両河・江淮の租税は上供されず、ただ歳時に献奉するだけであつた。朝廷の命令が行きとどいていないのは、河西・山南・劍南・嶺南西道の数十州だけであつた。おおよそ地方の長官は自分勝手にふるまい、租税の納入はほとんどなくなり、節度使などの任免は、朝廷の命令によることなく、唐朝の王業は、ここにいたってまったく無くなってしまった。

私の考えはこうである。李吉甫が著わした『元和国計総簿』は、元和初年の状況をのべたものであるけれども、〔唐末の状況である「僖宗本紀」の記述と照らし合わせると〕安史の乱が起きてから⁹⁵⁾唐が滅ぶまで、その列挙されている中央政府へ財賦をきちんと納めている地域は、おおむね大きな違いはない。唐代、安史の乱の後、長安政権が存続することができたのは⁹⁶⁾、〔唐朝がもつ〕文化的權威のほか、わずかに東南八道からの財賦の上供をたのみとしたからだった。しかし、黄巢の乱によって、この東南地域の経済はほとんど破壊されてしまい、かつ大運河の輸送ルートも断絶したので⁹⁷⁾、長安の文化を尊奉して中心となり、東南の財賦⁹⁸⁾に頼って成り立っていた政治集団⁹⁹⁾は、ついに崩壊することとなり、大唐帝国は名実ともに¹⁰⁰⁾、終わりを告げた。

94) 『旧唐書』原文および1947年版は「王敬武據淄・青、高駘據淮南八州」とするが、手写本は「淄・青、高駘據」を省略している。

95) 1947年版は「然安史亂後起」。手写本は「然天寶安史亂後」とする。

96) 1947年版は「唐代自安史亂後、長安政權之得以繼續維持」。手写本は「即安史亂後、長安政權之繼續維持」とする。

97) 1947年版は「至黄巢之亂既將此東南區域之經濟幾全加破壞、復斷絕汴路運河之交通」。手写本は「至黄巢之亂破壞此東南區域之經濟、斷絕其汴路運河之交通」とする。

98) 1947年版は「東南財賦」。手写本は「東南財富」とする。

99) 1947年版は「政治集團」。手写本は「政治」を削除する。

100) 1947年版は「大唐帝國之形式及實質」。手写本は「而大唐帝國形式及實質」とする。

この長安の文化を尊奉して中心となり、東南からの財賦に頼って成り立っていた集団における支配階級は、この集団が実効支配する地域の二つのタイプの人からなっていた¹⁰¹⁾。一つは高度な文化を身につけた漢族であり、かつその多くは武則天が政権を掌握した時より後に抜擢された新興階級¹⁰²⁾、いわゆる外朝の士大夫で、ほとんど文章と詩文の科目〔進士科〕で挙げられ出世した人たちである¹⁰³⁾。もう一つは「漢化」が深く浸透していない「蛮夷」、あるいは「蛮夷化」した漢人であり、そのため彼らの多くは辺境地域の出身であった¹⁰⁴⁾。おおよそ玄宗朝から唐が滅亡するまで¹⁰⁵⁾、百五十年の間、内廷に身を置き、政治および禁軍の権力を掌握したものはこの後者に属した¹⁰⁶⁾。すなわち宦官という特殊な階級がそれである。

長安政権における科挙官僚

武則天が政治の実権をにぎり、慣例をうちやぶって人を用いた後、外廷の高官は多くが文学をもって特に抜擢された人たちとなった¹⁰⁷⁾。そして¹⁰⁸⁾、玄宗皇帝の治世で、開元年間にはきわめて栄えた時代であり、その名臣らは、おおむね武則天によって取り立て採用された人たちであった¹⁰⁹⁾（『旧唐書』巻139「陸贄伝」、『新唐書』巻152「李絳伝」¹¹⁰⁾、『陸宣公奏議』巻7「請許台省長官挙薦属吏状」¹¹¹⁾および『李相国論事集』など¹¹²⁾を参照）。代宗の大暦年間に常袞が宰相になるにおよんで¹¹³⁾、辞賦をもって科挙に合格するものでなければ官僚になることはできない状態となった。徳宗以後、その宰相はほとんど当時の文章に秀でた知識人で、翰林学士より昇進したも

101) 1947年版は「在此奉長安文化爲中心恃東南財賦以存立集團之中、其統治階級爲此集團所佔據地域内二種人」。手写本は「明乎此一集團以長安文化爲中心抑東南財富而存立、則在集團中之統治階級亦不出此地域内二種人」とする。

102) 1947年版は「新興階級」。手写本は「新興社会階級」と「社会」を補う。

103) 1947年版は「所謂外廷之士大夫、大抵以文詞科舉進身者也」。手写本は「所謂外廷之士大夫以文章科舉進身者也」とする。

104) 1947年版は「故其人多出自邊荒區域」。手写本は「故其人大抵出自邊嶠區域」とする。

105) 1947年版は「凡玄宗朝迄唐亡」。手写本は「朝」「、」を削除する。

106) 1947年版は「實握政治及禁軍之權者皆屬此族」。手写本は「實握政柄及禁軍之權者」とする。

107) 1947年版は「自武則天專政破格用人後、外廷之顯貴多爲以文學特見拔擢之人」。手写本は「至於唐代外廷之顯貴、則武則天專政破格用人而以文學特見拔擢者頗衆」とする。

108) 1947年版は「而」で接続するが、手写本は「而」を削除する。

109) 1947年版は「其名臣大抵爲武后所擧用者」。手写本は「其名臣大抵爲武后所拔擢之人」とする。

110) 手写本はここに「及」を補う。

111) 1947年版は「請許台省長官挙薦属吏状」とするが、正しくは「請許台省長官挙薦属吏状」。手写本は修正している。

112) 1947年版は、この参照史料を列挙した最後を「等」とするが、手写本は削除している。

113) 1947年版は「及代宗大暦時常袞當國」。手写本は「及」を削除する。

のであった¹¹⁴⁾。史実をあげて論証してみたい¹¹⁵⁾。

『通典』巻15「選舉典三」に沈既済の言葉を載せて、おおよそ次のようである。

〔礼部員外郎の沈既済〔750～800年頃〕はこう言った。〕その昔、我が国は顯慶年間¹¹⁶⁾以来、高宗皇帝の健康がすぐれなかったので、武太后が政務をにない、国政の決定にかかわり、天子と並ぶ存在となった。武太后は文学や史書をひろく閲覽し、〔南朝時代以来の〕形式主義的な文芸を好み、永隆の時¹¹⁷⁾、はじめて文章の成績で官僚を選ぶようになった。永淳の時¹¹⁸⁾より後、武則天は二十余年におよんで天下に君臨し、当時の高位高官たちは、文章の才能によってその地位に達した者たちだった。こうした前例を踏襲することが長くつづき、しだいに慣例となった。開元・天宝年間になると、……太平時代の官僚は、たとえ門戸〔出自〕によって選ばれようとも、文章をもとめられ策文を投じることによって禄位を手に入れた。これは自分で行動して身を立てるといふ立派な行いであった¹¹⁹⁾。父はその子供を教え、兄はその弟を教え、学業を軽んじることはなかった。成績のいい者は中央政府の大臣となり、そうでない者は地方の役人となった。自分の才能をもって家を守り、それぞれが満足し、少年ですら、詩文を作れないことを恥とした。これにより進士は士人の中でもっとも荣誉ある称号となり¹²⁰⁾、天下の人々は、その姿にあこがれ、毎年、科挙に合格した人は、あつという間に天下にあまねく知れわたった。そのため、忠義・賢明で才能の傑出している人や才知にすぐれ徳行をはぐくむ人が進士科から現れた。しかし、悪賢くて良くない人もいたので、〔同じ進士科出身の者でも〕、たがいに是非をめぐつてののしりあい、たがいに褒めたりけなしたりすることが高まった。結託して党派をつくり、勝手に盟約をむすび、そして科挙に合格し、その名声を天下にとどろかせる者もいれば、隠れた悪事をしっかりと調べ、からかって詩文をつくり、道に連なるようかわるがわる議論して指摘しあう者もいる。どんなことでもやりかねなくなった。

114) 1947年版は「自德宗以後、其宰相大抵皆由當日文章之士由翰林學士升任者也」。手写本は「至德宗以後、執政之官大抵皆當日文章之士由翰林學士升任者也」とする。

115) 1947年版は「請舉史實以證之」。手写本は「略」を補い「請略舉史實以證之」とする。

116) 唐の高宗の年号。西暦656年から661年に相当する。

117) 同上。西暦680年9月から681年11月に相当。

118) 高宗晩年の年号。西暦682年4月から683年12月に相当。永淳二年十二月丁巳（四日）に弘道に改元し、その日の夜、高宗は崩御した。その後を、高宗の息子が中宗として即位するが、政治の実権は武太后が掌握していた。

119) 1947年版は「此立身行己之美者也」。手写本は「此行己立身之美者也」とする。

120) 1947年版は「其以進士爲士林華選」。手写本は「是以進士爲士林華選」とする。『通典』原文は後者。

これによれば、進士科は隋代にはじまったものの¹²¹⁾、それがとくに尊重され、全国の人々の官僚になるための唯一の正当な道となったのは、じつは唐の高宗の時代、すなわち武曩が専政した時に始まり、玄宗の時代になると、その趨勢はしだいに固定したものとなり、後の時代にいたるまで、かわることはなかったことがわかる。そのため、科挙制の尊重と府兵制の崩壊は¹²²⁾、ともに武則天の時代に始まり、玄宗の時代に結着をみたが、その時代の符合は、偶然というものではない。ただ、府兵制度に関わることについては、ここでは具体的には論じない¹²³⁾ (拙著『隋唐制度淵源略論稿』「兵制章」および¹²⁴⁾『玉海』巻138「兵制三」に引用される「鄴侯家伝」を参照)。王定保が、進士科は「貞観年間に第一となった」(『唐摭言』巻1「述進士上編」¹²⁵⁾)といい、また「進士科は……貞観・永徽の時に盛んとなった」(同書同巻「散序進士」条)と言っていることについては、これを史実について調べてみると、合わないところがあり¹²⁶⁾、王定保の説は沈既済の正確さには及ばず、論じる必要はない。

『旧唐書』巻119「常袞伝」に、

とりわけ辞賦によって科挙に合格したのではない者を排斥した。

とあり、同書同巻「崔裕甫伝」に¹²⁷⁾、

常袞が〔徳宗の時に〕国政を担うようになると、……辞賦によって科挙に合格した者でなければ登用されることがなかった。

とあり、『旧唐書』巻43「職官志」翰林院条には、おおよそ次のように記してある¹²⁸⁾。

……玄宗が即位すると、張説・〔陸堅・〕張九齡〔・徐安貞・張垰〕等が宮中に召されて

121) 1947年版は「據此、可知進士之科雖設於隋代」。手写本は「據此、乃知進士之科雖設於隋代」とする。

122) 1947年版は「故科舉制之崇重與府兵制之破壞」。手写本は「故論科舉制之崇重與府兵制之破壞」と「論」を補う。

123) 1947年版は「茲不具論」。手写本は「於此不能備論」とする。

124) 手写本では「拙著『隋唐制度淵源略論稿』「兵制章」および」が削除されている。

125) 手写本では「見唐摭言壹述進士上編」と「見」が補われている。

126) 1947年版は「有所未合」。手写本は「略有未合」とする。

127) 手写本は「又同書同巻崔裕甫伝」と「又」を補う。

128) 手写本は「又同書肆參職官志翰林院條略云」と「又」を補う。

〔翰林院に〕入り、これを翰林待詔とよんだ。……全国からの進奏や中央・地方からの奏上に対する天子の回答は、あるいは詔して宮中から出された。天子が自ら書く詔もまた、〔翰林待詔による〕検討にはかった。これを「視草」という。そのためつねに当代の士人を選び、顧問として備えさせたのだった。至徳年間¹²⁹⁾以降、全国は戦争状態となり、軍事と国政はともに業務が多くなり、謀議や密詔は、すべて宮中から出された。〔そこでとりわけ名士を選びもちいた¹³⁰⁾。翰林学士として選ばれることは、文士にとって榮譽であった。また中書舎人の例にならって学士六人を置き、その中から経歴が長く徳の有るもの一人を選び承旨とした。これは承旨一人のみが密命を承るためである。徳宗は文学を好み、〔翰林学士に〕選ばれることは非常に難しかった。貞元年間¹³¹⁾以後、学士承旨となった者は、多くが宰相となった。

『元氏長慶集』巻51「翰林承旨学士記」にだいたい、つぎのように記してある。

憲宗章武皇帝は永貞元年¹³²⁾に皇帝に即位されると、始めて鄭綱を承旨学士に命じた。その地位は諸学士の上にあった。……十七年の間の鄭綱から杜元穎までの十一人〔が承旨学士となり、その〕中、九人が国政に参加した。

『白氏長慶集』巻59「李留守相公（李絳）、池上に過ぎり舟を汎かべ酒を挙げらる。話は翰林の旧事に及ぶ。困りて四韻を成し以て献ずるの詩」（『容齋統筆』巻2「元和六学士」条も参照）に次のようにいう。

同じ時の六人の学士がおり、そのうちの五人が宰相になり、私一人が漁翁である。

これによれば、唐代では安史の乱以降、宰相はだいたい文学〔の才能〕で出世したことがわかる。この新興階級の勃興は¹³³⁾、武則天から唐の玄宗に至る¹³⁴⁾七八十年のあいだに、宇文泰以

129) 唐の肅宗の年号。西暦756年～758年に相当する。肅宗は玄宗の子。

130) 1947年版は「尤擇名士、爲翰林學士、得充選者……」。『旧唐書』原文によると「爲」は衍字。手写本は訂正する。

131) 唐の徳宗の年号。西暦785年から805年に相当する。

132) おおよそ西暦806年。

133) 1947年版は「此新興階級之崛起」。手写本は「此新興之階級之興起」とする。

134) 1947年版は「至唐玄宗七八十年」。手写本は「迄唐玄宗七八十年」とする。

来の胡漢の六鎮民族という古い支配階級をしいに駆逐した結果なのである。もし、『新唐書』「宰相表」「宰相世系表」そして「列伝」に記載されるその人の家系や本貫および階級などを互いに参照すれば¹³⁵⁾、この三百年間における外朝の士大夫階級の興起と没落の趨勢¹³⁶⁾は、とりわけ理解しやすくなる。文学の才による科挙出身の新興階級と魏晋南北朝以来の伝統的旧貴族の関係については¹³⁷⁾、〔本書の中篇で〕党派を論じる際に詳しく述べることとし、ここでは言及しないでおく。

唐朝の宦官

〔さて、〕唐代では玄宗朝以降、政治権力と軍事権¹³⁸⁾はしいに宦官の手に移っていき、ついには皇位継承権も宦官らによって決定されることになった。そして内朝の禁軍と外朝の宰相は、ともに宦官の指揮下にはいり、宦官によって進退させられたことは、いうまでもない。その詳細は中編の「政治革命および党派¹³⁹⁾の分野」を論じる時に述べることとし、ここではただ宦官の出自の一端を以下にまとめるにとどめよう¹⁴⁰⁾。

『旧唐書』巻20下「哀帝本紀」に、

〔天祐二年六月〕丙申、「福建は毎年、橄欖子を献上している。近ごろ宦官が福建からやってきて、彼らが特殊な好みにこだわるため、ついに貢納の制度となってしまった。その忠誠は嘉するところではあるが、その煩わしい労働を恐れる。今後はただ蠟面茶のみを献上し、その橄欖子を献上することはやめるのがよろしい」と勅を下した。

とあり、『新唐書』巻207「宦者伝」吐突承璀に、

当時、地方は毎年、去勢した児童を献上した。それは「私白」〔民間ですでに去勢された人〕と呼ばれ、福建の北部がもっとも多く、後にすべて内官となったので、当時、福建は宦官が集中して輩出する場所とみなされた。咸通年間¹⁴¹⁾、杜宣猷が〔福建の〕観察使となる

135) 1947年版は「互相参照」。手写本では「互相」を削除する。

136) 1947年版は「外廷士大夫階級廢興轉移」。手写本では「外廷士大夫階級廢興轉變」とする。

137) 1947年版は「至此由文學科舉進身之新興階級……」。手写本では「由」を削除する。

138) 1947年版は「君權」。手写本は「軍權」とする。

139) 1947年版は「黨派」。手写本は「政黨」とする。

140) 1947年版は「茲僅略言其氏族所從出之一端於下」。手写本は「茲僅略言其氏族所從出焉。」とする。

141) 唐の懿宗の年号。だいたい西暦860年から873年に相当する。

と、毎年、よく吏員を派遣してその〔福建出身の宦官たちの〕祖先の墓参りをさせたので、時の人は「敕使墓戸〔皇帝任命による宦官の墓守〕」と呼んだ。宣猷はついに宦官たちの力によって宣歙觀察使にうつった。

とみえる。顧況の古詩に、

けん
団一章

団、閩を哀しむなり。（「団」の音は蹇^{けん}であり、閩の風俗では子供を団といい、父を郎罷^{ろうひ}といた。）

団、閩方に生る。閩吏、之を得れば、乃ち其の陽を絶つ。

臧と為り獲と為り、金を致して屋に満つ。髻と為り鉗と為り、草木を視るが如し。天道知ること無く、我 其の毒を懼^{こゝ}む。神道知ること無く、彼 其の福を受く。

郎罷、団と別れ、吾、汝を生むを悔む。汝既に生るるに及び、人擧げざるを勸む。人の言に従わざれば、果して獲ること是の苦なり。

団、郎罷と別れ、心催け血下す。地を隔し天を絶し、及んで黄泉に至り、郎罷の前に在るを得ず。

とある。宦官は、養父の姓を借りることが多く、その本貫について、史書¹⁴²⁾には往々にして記載されない。そこで、とりもなおさず両『唐書』の「宦官伝」と「宦者伝」¹⁴³⁾の中で、彼らの出生の地域あるいは姓氏が稀で珍しい者に言い及んでいる事例についてみてみると、またその概略を知ることができる。

『旧唐書』卷184「宦官伝」に、

楊思勗は、もとの姓は蘇といい、羅州石城〔広東〕の人である。内官の楊氏に養われ、そして宦官となり、内侍省に仕えた。……

高力士は、潘州〔広東〕の人で、もとの姓は馮といた。子供のとき宦官となり、仲間の金剛と二人で、聖暦元年¹⁴⁴⁾、嶺南討撃使の李千里によって宮中に献上された。武則天はその聡明さを嘉し、……側で仕えさせた。後に、些細な過ちを犯したため、鞭で打たれ

142) 1947年版は「史籍」。手写本は「史傳」とする。

143) 1947年版は「兩唐書宦官及宦者傳」。手写本は「及宦者」を削除する。

144) 武則天の年号。おおよそ西暦698年。

て追放された。内官の高延福がひきとって仮子とした。延福は武三思の家奴の出身だったので、力士はそこで三思の屋敷に出入りするようになった。一年余りで、武則天はふたたび召して宮中にいれた。……

とあり、『新唐書』巻207「宦者伝上」に、

魚朝恩は、瀘州瀘川〔四川省〕の人である。天宝年間¹⁴⁵⁾の末、官品を帯びて黄門に仕えた¹⁴⁶⁾。……

劉貞亮は、もとは俱氏といい、名は文珍といったが、宦官の養父の姓をなおり、そのためこれに改めた。……

吐突承璀は、……閩〔福建〕の人である。黄門¹⁴⁷⁾として東宮に宿直した。……

仇士良は……循州興寧〔広東省〕の人である。順宗の時、東宮につかえることを得た。……

楊復光は、閩の人である。もとは喬氏といった。……幼い時に内常侍の楊玄价の家で養われた。……

とあり、『新唐書』巻208「宦者伝下」に、

田令孜は……蜀〔四川省〕の人で、もとは陳氏といった。咸通の時、小馬坊使を歴任した。

とある。これによれば、唐代の宦官は、今の四川・広東・福建などの省の出身者が多いことがわかるが¹⁴⁸⁾、当時にあつては、それらはすべて辺境の異民族の住む地域¹⁴⁹⁾であつた。その地域の下層の人々は漢化の影響をほとんど受けておらず、そして宦官の姓も漢姓に類していない

145) 唐の第6代皇帝玄宗の年号。西暦742年から756年に相当する。

146) 『新唐書』「宦者伝」の原文は「以品官給事黄門」。『旧唐書』「宦官伝」では「魚朝恩、天寶末以宦者入内侍省、初爲品官、給仕黄門」とある。この「黄門」については、『旧唐書』巻184「宦官伝」吐突承璀条に従い「小黄門」と解釈しておく。

147) 『新唐書』「宦者伝」の原文は「黄門」。『旧唐書』巻184「宦官伝」吐突承璀条では「幼以小黄門直東宮」とする。「小黄門」は『後漢書』巻78「宦者伝」に「中興之初、宦官悉用關人、不復雜調它士。至永平中、始置員數、中常侍四人、小黄門十人」と見える。

148) 1947年版は「可知唐代關寺多出自今之四川、廣東、福建等省」。手写本は「可知唐代關寺多出身於今之四川、廣東、福建等省」とする。

149) 1947年版は「蠻夷區域」。手写本は「之」を補い「蠻夷之區域」とする。

者があり、そのため唐代の宦官は、おそらくその多くが南方の異民族あるいは異民族化した漢人であったと思われる¹⁵⁰⁾。

(続く)

【参考文献】

会田大輔 2021 : 『南北朝時代－五胡十六国から隋の統一まで』 (中公新書)

150) 1947年版は「其地下級人民所受漢化自甚淺薄、而宦官之姓氏又有不類漢姓者、故唐代闈寺中疑多是蠻族或蠻夷化之漢人也」。手写本は「其下級人民所受漢化至淺、若又以其姓氏殊異者言之、疑其中頗多非漢族也」と大幅に書き換えている。